

国際都市連携調整会議設置要綱

平成23年5月26日23地地発第10667号 地域力・国際都市担当部長決定
改正 平成24年4月23日24地地発第10268号 地域力・国際都市担当部長決定
改正 平成26年4月9日26観国発第10031号 観光・国際都市部長決定
改正 平成28年4月13日28観国発第10018号 観光・国際都市部長決定
改正 平成29年9月27日29観国発第10376号 観光・国際都市部長決定

(目的)

第1条 「国際都市おおた」の実現を目指し、国際都市施策を総合的かつ効果的に推進していくため、国際都市連携調整会議(以下、「調整会議」という)を設置する。

(構成)

第2条 調整会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は観光・国際都市部長をもって充てる。
- 3 副会長は、国際都市・多文化共生推進課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に定める職にある者をもって充てる。
- 5 その他会長が必要と認めるときは、関係職員を調整会議に出席させることができる。

(招集)

第3条 調整会議は会長が招集する。

(審議事項)

第4条 審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 「国際都市おおた」の創造・発信及び具現化について。
- (2) 部局間の連携による国際都市関連の推進施策の実施及び検証について。
- (3) その他会長が必要と認める事項に関すること。

(事務)

第5条 調整会議の事務作業及び庶務は 観光・国際都市部国際都市・多文化共生推進課国際都市・多文化共生担当(以下、「国際都市・多文化共生担当」という)が所掌する。

- 2 国際都市・多文化共生担当は、次の職務を行う。
 - (1) 調整会議の諮問事項の検討等に関すること。
 - (2) 調整会議の決定事項に係る事務の推進、調整に関すること。
 - (3) 調整会議における審議事項の調整及び審議結果の報告に関すること。
 - (4) 調整会議の庶務に関すること。
 - (5) その他、調整会議の運営に関して補佐すること。

(委任)

第6条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めることができる。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

資料 3

「国際都市おおた」多文化共生推進プラン策定の経過

2018年 (平成30年)	5月23日	第1回 国際都市連携調整会議 (大田区多文化共生実態調査実施に向けた検討 等)
	6月5日	平成30年度 第4回 大田区多文化共生推進協議会
	6月13日～7月13日	大田区多文化共生実態調査実施 (外国人区民、日本人区民向けアンケート調査 等)
	9月19日	第2回 国際都市連携調整会議 (新プラン体系図案の検討 等)
	10月12日	平成30年度 第5回 大田区多文化共生推進協議会
	11月12日	第3回 国際都市連携調整会議 (新プラン素案の検討 等)
	12月10日	平成30年度 第6回 大田区多文化共生推進協議会
	12月21日～1月11日	パブリックコメント実施
2019年 (平成31年)	2月8日	第4回 国際都市連携調整会議 (パブリックコメントを踏まえた対応の検討 等)
	2月26日	平成30年度 第7回 大田区多文化共生推進協議会
	3月	「国際都市おおた」多文化共生推進プラン 策定

**「国際都市おおた」多文化共生推進プラン
2019年度-2023年度版**

発行日 平成31年3月

発 行 大田区観光・国際都市部
国際都市・多文化共生推進課

TEL:03-5744-1227

FAX:03-5744-1323